

公益通報者保護法に基づく公益通報等に係る事務処理要綱

平成18年4月1日
事務総長通達第5号

改正 平成21年 4月23日事務総長通達第10号
平成21年 8月25日事務総長通達第14号
平成23年 4月20日事務総長通達第16号
平成27年 6月30日事務総長通達第13号
平成30年 2月13日事務総長通達第 1号
令和 4年 6月 1日事務総長通達第 7号
令和 5年 3月30日事務総長通達第 2号
令和 6年10月31日事務総長通達第 8号

「公益通報者保護法に基づく公益通報に係る事務処理要綱」を次のように定め、平成18年4月1日から実施する。

1 趣旨

公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）を踏まえ、外部の労働者等が公正取引委員会に対して行う同法に基づく公益通報その他の通報を迅速かつ適切に取り扱うことにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進する観点から、公益通報その他の通報に係る事務の処理は次によるものとする。

2 公益通報の範囲

本処理手続の対象とする公益通報とは、法第2条第1項に規定する公益通報であって、同条第3項に規定する通報対象事実のうち、公正取引委員会が処分又は勧告等をする権限を有するもの（以下「通報対象事実」という。）に係るものとする。

3 通報窓口及び相談窓口

- （1）通報の受付及びそれに関連する相談（法律違反行為の概要、公益通報処理の手続等に関する一般的な問い合わせ。以下「相談」という。）の受付は、本局及び地方事務所等（地方事務所・支所及び沖縄総合事務局総務部公正取引課を指す。以下同じ。）において行う（各窓口は別紙のとおり）。
- （2）各窓口の担当者に対しては、所要の知識及び技能の向上を図るための教育、研修等を十分に行う。

4 組織体制

- (1) 外部の労働者等からの通報事案への対応については、別表の左欄に掲げる法律の区分に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる課室を、通報を受け付け、相談に応じる窓口（以下「通報窓口」という。）とし、同表の右欄に掲げる者を責任者とし、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に対応する。
- (2) (1) に掲げた通報事案以外の通報事案及び相談事案については、官房総括審議官を責任者とする。
- (3) 各責任者は、必要に応じて通報事案に関する情報の他部局への提供などを行う。その際、部署間横断的に通報事案へ対応するべく、必要に応じて官房総括審議官が調整を行う。

5 秘密保持及び個人情報保護の徹底

- (1) 通報又は相談（以下「通報等」という。）への対応に関与した者（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。
- (2) 通報等への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- (3) 通報等への対応に関与した者は、通報等に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、通報等への対応の各段階（後記7に規定するもののほか、通報等への対応後の段階を含む。以下同じ。）において、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - イ 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、後記ウに規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
 - ウ 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
 - エ 前記ウに規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。

オ 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

6 利益相反関係の排除

- (1) 職員は、自らが関係する事案についての通報等への対応に関与してはならない。
- (2) 各責任者は、通報等への対応の各段階において、通報等への対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認する。

7 通報手続

(1) 通報の受付

ア 通報対象の範囲

通報窓口においては、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている場合における通報のほか、後記ウに規定する通報（以下「公益通報に準ずる通報」という。）を受け付ける。

イ 通報者の範囲

通報できる者は、通報対象事実又は公正取引委員会が処分又は勧告等の権限を有するその他の法令違反の事実（以下「その他の法令違反の事実」という。）（以下これらを「通報対象事実等」という。）に係る事業者に雇用されている労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者又は通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者又は通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者とする。

ウ 公益通報以外の通報の取扱い

公益通報以外の通報であっても、以下に掲げる場合には、法第13条第1項に規定する必要な調査を行い、通報対象事実等があると認められるときは、法令に基づく措置その他適当な措置を採る。

- (ア) 前記イに掲げる事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、法第3条第2号に掲げる要件（(i) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由がある場合（以下「真実相当性の要件」という。）、又は(ii) 通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると思料し、かつ、法第3条第2号イからニまでに掲げる事項を記載した書面を提出する場合（以下、(i) と(ii) を併せて「保護要件」という。))を満たして通報するものである場合

- (イ) 前記イに掲げる者が、その他の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、保護要件を満たして通報するものである場合

エ 匿名による通報の取扱い

通報窓口においては、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、メール等による連絡手段を確保するなど、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。

オ 通報の受付

- (ア) 通報を受け付ける窓口は、法及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報処理）」（以下「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならない、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではない。

- (イ) 通報を受け付ける際には、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、次に掲げる事項を確認する。

a 通報者の氏名及び連絡先

b 法律の規定に違反すると思料する行為をしている者の氏名又は名称、その者と通報者との関係、行為の具体的な態様、時期及び場所その他通報の内容となる事実を把握するために必要と認められる事実

カ 通報を受け付ける課室は、通報の受付に際して、通報者に対して、通報に関する秘密は保持されること及び個人情報は保護されることを説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

キ 通報を受け付ける課室は、書面、電子メール等、通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。

ク 通報を受け付ける課室は、通報の内容が公正取引委員会以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する事実に係るものであると判断する場合には、通報者に対して、遅滞なく当該行政機関を教示する。

(2) 通報の対応方法

ア 通報窓口は、公益通報又は公益通報に準ずる通報（以下「公益通報等」という。）が行われたか否かを判断するために必要があると認めるときは、通報者に対して通報内容の補正（資料等の追加的提出を含む。）を求めることとする。

イ 通報窓口は、法及びガイドラインの趣旨を踏まえて当該通報に対応する必要性について十分に検討し、公益通報等が行われたと認められる場合には公益通報等として受理した旨を、認められない場合には受理しない旨及びその理由を通報者に対して、遅滞なく通知する。ただし、通報者が通知を希望しない場合はこの限りではない。

ウ 前記イにおいて、通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件については、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。

また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応する。

エ 通報窓口は、当該通報の内容が公正取引委員会以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有する事実に係るものであることが明らかとなった場合には、通報者に対して、遅滞なく当該行政機関を教示する。

(3) 調査の実施

ア 前記(2)イに基づき、公益通報等として受理した場合には、当該公益通報等に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、当該公益通報等に係る行為について必要な調査を行い、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適切な措置を採る。

イ 調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、各責任者が調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

ウ 通報を受け付けた課室は、前記調査を行った結果、公益通報等として受理した通報に係る法律違反被疑行為について適切な措置を採り、又は措置を採らないこととしたときは、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等の保護に留意しつつ、速やかにその旨を通報者に対して通知する。ただし、通報者が通知を希望しない場合はこの限りではない。

(4) 意見又は苦情への対応

通報窓口は、通報対応に関して通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

8 通報者等の保護

正当な理由なく、通報又は相談に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員は、

懲戒処分等の対象とする。

9 通報者のフォローアップ

通報窓口は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

10 通報関連資料の管理

通報窓口は、受け付けた通報に係る関係資料を行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定するものをいう。）として通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、適切に管理する。

11 職員への周知

官房総務課は、研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及びガイドラインの内容、本事務処理要綱の内容等について、全ての職員に対し、十分に周知する。

12 協力等

他の行政機関その他公の機関から、これらの機関に対してなされた通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、適切な法執行を確保するために必要な協力を行う。

13 通報対応の評価及び改善

官房総務課は、通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、公益通報等の受理件数、調査の結果採った措置の件数を、毎年度公表する。

別表

法律	通報窓口	責任者
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	情報管理室及び地方事務所等第一審査課等	審査局長
下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）	下請取引調査室及び地方事務所等下請課等	官房審議官（取引適正化担当）

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和５年法律第２５号）	フリーランス取引適正化室及び地方事務所等取引課等	官房審議官（取引適正化担当）
-------------------------------------	--------------------------	----------------

附 則（平成２３年事務総長通達第１６号）

この通達は、平成２３年４月２０日から施行する。

附 則（平成２７年事務総長通達第１３号）

この通達は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則（平成３０年事務総長通達第１号）

この通達は、平成３０年２月１３日から施行する。

附 則（令和４年事務総長通達第７号）

この通達は、令和４年６月１日から施行する。

附 則（令和５年事務総長通達第２号）

この通達は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年事務総長通達第８号）

この通達は、令和６年１１月１日から施行する。

通報・相談窓口

	公益通報者保護法に関する 相談窓口	私的独占の禁止及び公正取引の確 保に関する法律に関する 相談・通報窓口	下請代金支払遅延等防止法に関す る相談・通報窓口	特定受託事業者に係る取引の適 正化等に関する法律に関する 相談・通報窓口	管轄地域
公正取引委員会事務総局 〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟	官房総務課 T E L: (03) 3581-5471	相談：同左 通報：審査局管理企画課 情報管理室 T E L: (03) 3581-5471	相談：経済取引局取引部 企業取引課 T E L: (03) 3581-3375 通報：経済取引局取引部 企業取引課下請取引調査室 T E L: (03) 3581-3374	経済取引局取引部取引企画課 フリーランス取引適正化室 T E L: (03) 3581-5479	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野 県・山梨県
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	総務課 T E L: (011) 231-6300	相談：同左 通報：第一審査課 T E L: (011) 231-6300	下請課 T E L: (011) 231-6300	取引課 T E L: (011) 231-6300	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	総務課 T E L: (022) 225-7095	相談：同左 通報：第一審査課 T E L: (022) 225-8421	下請課 T E L: (022) 225-8420	取引課 T E L: (022) 225-7096	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	総務課 T E L: (052) 961-9421	相談：同左 通報：第一審査課 T E L: (052) 961-9425	下請課 T E L: (052) 961-9424	取引課 T E L: (052) 961-9423	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	総務課 T E L: (06) 6941-2173	相談：同左 通報：第一審査課 T E L: (06) 6941-2193	下請課 T E L: (06) 6941-2176	取引課 T E L: (06) 6941-2206	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	総務課 T E L: (082) 228-1501	相談：同左 通報：審査課 T E L: (082) 228-1503	下請課 T E L: (082) 228-1520	取引課 T E L: (082) 228-1502	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階	総務課 T E L: (087) 811-1750	相談：同左 通報：審査課 T E L: (087) 811-1756	下請課 T E L: (087) 811-1758	取引課 T E L: (087) 811-1754	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	総務課 T E L: (092) 431-5881	相談：同左 通報：第一審査課 T E L: (092) 431-6033	下請課 T E L: (092) 431-6032	取引課 T E L: (092) 437-2756	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇 第 2 地方合同庁舎 2 号館	公正取引課 T E L: (098) 866-0049	同左	同左	同左	沖縄県